

＜被用者年金一元化と積立金運用＞

◇ 被用者年金一元化法の成立により、厚生年金の共通財源となる積立金の運用について、共通の基本指針等に基づきポートフォリオ等を策定することとなる。

- ① 厚生年金の共通財源となる積立金（1階、2階部分）の運用について、厚労大臣、財務大臣、総務大臣、文科大臣が共同で基本指針を策定。
- ② この基本指針に適合するよう、GPIF、国共連、地共連、私学事業団が、各運用主体のポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき資産構成の目標（モデルポートフォリオ）を策定。
- ③ GPIF、国共連、地共連、私学事業団は、基本指針に適合するように、かつモデルポートフォリオに即して、個別の管理運用方針（ポートフォリオを含む。）を作成し、各所管大臣の承認を得る。

◇ 平成27年10月の被用者年金一元化施行に向け、「積立金基本指針に関する検討会」（座長米澤康博早稲田大学教授）において、基本指針で定める具体的事項についての検討を行い、平成26年3月31日に報告書を取りまとめ。

◇ この報告書に基づき、積立金基本指針を制定（公布日：平成26年7月3日）

被用者年金の積立金額（平成25年度末 時価ベース）

厚生年金	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済
123.6兆円	7.6兆円	39.8兆円	3.8兆円

※厚生年金は代行部分を除く。共済各制度は、職域部分（3階部分）を含む。

各主体間の権限関係（事前関与）

